

菅政権は、2011年度予算に関わる「所得税法等一部改正案」（税制「改正」法案）を今国会で通す構えを鮮明にしています。税制「改正」法案には、法人税の5%減税などと一緒に、国税通則法を大改悪する案が盛り込まれています。これには、「納税者権利憲章」制定と同時に、税務署の権限を拡大・強化する危険な内容が並んでいます。

しかも、「納税者権利憲章」の制定は、税金を課税する側の国税庁長官にゆだねられているのです。

国税通則法「改正」案の危険な内容

今回の改正案では、国税通則法の名称を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に変更するとしています。その名の通り内容も、納税者への「義務」を明確にしました。世界の憲章は、違法・不当な調査・徴収行政への国民的な批判とたたかいの中から生まれたもので、「権利と義務」を併記している憲章はありません。

■「事前通知」の例外規定を法定化

「正確な事実の把握を困難にするおそれ」などの例外規定を設け「事前通知をしない場合」が記されています。国民は主権者であり、善良な納税者として尊重されるべきで、事前通知は無条件で行うべきです。

■修正申告、期限後申告の勧奨や再調査も法定化

通常の税務調査は3年です。ところが税務署は各地で5年から7年の修正申告を強要しています。修正申告の「勧奨」を法定化することは、不当な課税の取消を求めて争う権利を制限することになります。

■帳簿書類その他の物件（その写しを含む）の提示・提出も合法化

税務署員が帳簿の提示・提出を求めることに法的根拠を与えることは、何でも持ち帰るための権限強化にほかなりません。例えば、医師へのカルテ提出の強要は患者のプライバシー侵害になります。

■反面調査もやりたい放題に

国税庁の税務運営方針では「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められる場合に限り行う」としています。ところが実際には、本人が提出した資料や主張を無視して、勝手に取引先などへ反面調査に行く場合が少なくありません。反面調査の合法化は「任意調査」からの逸脱です。

取引先への調査は、信用を失墜させるなど、営業妨害そのものです。反面調査は本人調査を尽くしてもなお解明できない問題があるときに限り、事前に納税者の承諾を得ることが大前提です。

■所得税法を改正し、すべての業者に記帳を義務化

税制「改正」法案が通れば、2013年1月1日以降、すべての業者に記帳を義務化することになります。自営業者の記帳は、自らの商売を守り、発展させるためのものです。所得300万円以下の零細な生業層（約54万人）に記帳の義務化を課すことは、実務負担の押し付けです。記帳義務化は、課税庁が税金を取り立てやすくするためです。申告納税制度の破壊につながる、記帳義務化は許されません。

ねらいは消費税増税への「徴税環境整備」

いま、東日本大震災の復興財源をめぐって、消費税増税がねらわれています。「所得税法等一部改正案」は、消費税率引き上げに向けた「徴税環境整備」をねらったものです。民商・全商連は、憲法の理念に基づき、調査と徴収、不服審査から裁判にいたるまで、あらゆる面に適正手続を貫き、人権を保障し、強権的な徴収行政に歯止めをかける「納税者の権利憲章」を提案し、その実現を求めています。